

# 地区審議会選挙人数一覧

		7/1 会員数	選挙人数			7/1 会員数	選挙人数	
南尾張	半田	62	2	東名古屋	名古屋北	91	4	
	常滑	39	2		名古屋東	87	3	
	東海	53	2		名古屋守山	39	2	
	東知多	19	1		名古屋和合	104	4	
	半田南	38	2		名古屋名東	59	2	
	知多	27	1		名古屋名北	38	2	
	大府	16	1		名古屋千種	41	2	
西尾張	一宮	89	4		名古屋昭和	51	2	
	津島	63	3		名古屋錦	29	1	
	尾西	20	1		名古屋東山	31	1	
	一宮北	38	2		名古屋葵	19	1	
	稲沢	55	2		名古屋アイリス	33	1	
	あま	79	3		東三河	豊橋	116	5
	名古屋清須	28	1			蒲郡	56	2
	尾張中央	30	1	豊橋北		73	3	
	一宮中央	42	2	豊川		71	3	
東尾張	瀬戸	64	3	田原		43	2	
	犬山	59	2	豊橋南		56	2	
	江南	49	2	新城		43	2	
	小牧	30	1	新渥美		33	1	
	春日井	56	2	奥三河		15	1	
	尾張旭	25	1	豊川宝飯		54	2	
	名古屋空港	54	2	豊橋コールドテン		64	3	
	瀬戸北	66	3	田原ハシフィック	48	2		
	岩倉	15	1	豊橋東	42	2		
	名古屋城北	31	1	西三河中	岡崎	77	3	
	愛知長久手	20	1		豊田	93	4	
	愛知ロータリーEクラブ	22	1		岡崎南	95	4	
	西名古屋	名古屋	182		7	豊田西	95	4
名古屋西		96	4		岡崎東	57	2	
名古屋南		119	5		豊田東	77	3	
名古屋みなと		71	3		岡崎城南	74	3	
名古屋東南		77	3		豊田三好	19	1	
名古屋中		130	5	豊田中	40	2		
名古屋瑞穂		63	3	西三河中	刈谷	94	4	
名古屋大須		57	2		安城	61	2	
名古屋栄		82	3		西尾	77	3	
名古屋名南		54	2		西碧南	68	3	
名古屋名駅		80	3		一色	25	1	
名古屋丸の内		44	2		高浜	33	1	
中部名古屋みらい		22	1		知立	61	2	
小計		2,266	89		西尾 KIRARA	58	2	
				三河安城	64	3		
小計			小計	2,504	99			
合計			合計	4,770	188			



R I 2760地区 東知多ロータリークラブ  
2014-2015年度

R I 2760地区ガバナー  
近藤雄亮殿

2014年10月2日

## 立法案について

拝啓 貴方様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別記のとおり規定審議会 決議案と制定案を提出いたしますのでご収  
差賜りますようお願い申し上げます。

敬具

東知多RC  
会 長 山 本 さ ゆ り  
幹 事 戸 田 宏 和

「決議案」

介護や出産子育てなど家庭の維持を支援する活動の重要性を認識し、クラブ活動に取り入れることを推奨するよう RI 理事会に要請する件

理由：

世界はダイバーシティ時代を迎え、多様性への柔軟な対応が必要である。男女問わず学ば人は増え社会に貢献している。一方家庭の部分は、人々の社会進出の犠牲になっている部分が多い。食事は、外食やコンビニで家の中は埃だらけ。両親は遅くまで仕事で、子供はゲームを相手に過ごす。先進国では生まれてくる子供の数が減り、発展途上国では、生まれても十分に学ぶ機会や保護される機会を失っている。これらをうけ、家庭というキーワードを RI 活動の奉仕の機会に関する項目に追加することを提案したい。

青少年の生活、子育てを支援する活動。比較的若い世代の出産・育児を支援する活動。家庭の維持(家事や育児の協力)は現代社会での重要な事項である。

「制定案」出席規定 定款第9条 第3節 出席規定の免除

家族の介護、子供、家族の世話、子供の学校行事などを理由に欠席する場合 出席規定の免除に該当する。

以上の条文の加筆を要請する。

理由：ロータリークラブの活動の中に、地域社会との融和があるが、会員増強の観点からも、会員の価値感や家庭に対する考え方の多様性を充分理解する必要がある。上記に該当する場合は出席規定の免除となれば、より多くの人がロータリー活動と社会性の両立をめざすことができるため組織の活性化に寄与すると考え

## 決議案

「ロータリークラブ再強化」のために必要な会員の資質向上を目的として、「ロータリーの友」をはじめとするロータリー関連刊行物を活用したプログラムの検討を RI 理事会に要請する件

提唱者 半田南ロータリークラブ

会員減少による各ロータリークラブの弱体化が懸念される中、基盤の強化、理念の再認識の必要性を説く声が日増しに強くなってきている。

そこで、ロータリークラブの基本とされる「哲学」、「奉仕のあり方」、またそれらを時間軸で捉えた「歴史」について改めて深く知ることが不可欠となる。

そのために、「ロータリーの友」をはじめとするロータリー関連刊行物を掘り起こし、それを有効活用した意見交換会、研究会が各地区・各クラブで開催されるよう、RI にてプログラムが検討されることを要請する。

なお、使用する文献の指定は、RI の機関にて主導されるべきであると考えている。

このような試みが、最終的には会員の維持・増強、活動の活性化に繋がる方法だと確信する。

以上

会長 神原肇

幹事 岩部雅人

## 決議案

「例会を考える例会」を各クラブが定期的実施することを推奨するよう  
R I 理事会に要請する件

提案者 半田南ロータリークラブ

会員減少によるロータリークラブの弱体化が懸念される中、その強化のためには、何よりも活動の基本である例会の充実が求められる。充実した例会とは、“FACE TO FACE”で、コミュニケーションを図って親睦を深めながら、各会員が興味関心を抱き、奉仕の真髄を垣間見られる知識・情報や魅力的で多様な価値観に触れられるプログラムが提供される機会であると言える。

そうしたプログラムとは何かを考えるために、一部の会員や委員会に限局するのではなく、会員全員で自由討議し、活発な意見交換がなされる場が常設されるべきであると考えます。

これはまさしく「例会を考える例会」であり、ロータリークラブ原点の再確認である。

以上



450-6002 名古屋市中村区名駅 1-1-4 名古屋マリオットアソシアホテル 2203  
Phone 052 583 0010 Fax 052 583 0009 e-mail serc@h3.dion.ne.jp  
第 2760 地区 西名古屋分区

RI第2760地区ガバナー 近藤雄亮様

下記の要項にて開催された名古屋東南ロータリークラブ 例会において臨時総会が開催され、提案の原案を慎重審議の結果、承認がされましたので、報告申し上げます。

日時 2014年8月27日水曜日 13時8分から13時34分  
場所 キャッスルプラザ3F 「孔雀の間」  
議事 第1号議案 2760地区への提出の「立法案」について

2014年8月27日

名古屋東南ロータリークラブ

会長 伊東 與 有三  
幹事 鋤 柄 喜 彦

(制定案) 標準クラブ定款の改正部分の効力に関する規定を改正する件  
名古屋東南ロータリークラブ  
第2760地区(地区決議会)承認  
2014年11月

国際ロータリー細則を次のように改正する。(手続要覧 140ページ)

## 第2条 国際ロータリーの加盟会員

### 2.040. クラブによる標準ロータリークラブ定款の採用

すべての加盟クラブは、標準クラブ定款を採用しなければならない。

このような採用は、クラブ総会において、クラブ自身の定款として、クラブの名称および所在地域を定め、いくつかの選択条項を選択したうえで、全会一致を以てされなければならない。

#### 2.040.1. 標準クラブ定款の改正

標準クラブ定款は、組織規定に述べられている方法で改正することができる。

このような改正は、自動的に、各クラブの定款の一部となるものとする。

クラブは、R Iより標準クラブ定款の改正があった旨の通知を受けた時は、できるだけ早く、クラブ総会において、改正された部分を現行クラブ定款と一体として採用しなければならない。

(本文終わり)

#### 趣旨および効果

R I定款第5条第3節は、「定款および細則の承認」と題して、「R I加盟認証状を与えられこれを受理したクラブは、すべて、それによって本定款とR I細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。」と定め、これを承けて、上記R I細則2.040.は「すべての加盟クラブは、標準クラブ定款を採用しなければならない。」と定めているのである。すなわち、すべてのクラブは、上記の定款および細則の両条項により、標準クラブ定款を、意思表示としての採用するという行為を要求されているのである。「すべての加盟クラブは、標準クラブ定款を採用したものとする。」というのではない。「採用しなければならない。」というその行為が必要なのである。この理は、標準クラブ定款の改正の場合でも異なるところはない。しかるに、2.040.1.は、改正は自動的に各クラブの定款の一部となるものとするとして規定する。いわば、R Iは各クラブの懐に手を入れて、直接、クラブの定款を動かすのである。標準クラブ定款はあくまで標準クラブ定款であり、それはクラブの採用すべき模範的・標準的客体であって、採用された定款は各クラブのものである。改正されたのは標準クラブ定款であって、各クラブの定款ではない。その一部とするためには、改正部分の採用というクラブの行為が必要であるのは理の当然である。R Iとクラブとの間には侵し難い一線が存するのである。採用というクラブの行為を介することは、一方では、R Iとクラブの友好的な関係の確立のために、他方では、自主的な効果的なクラブの成長のために、共に、有用かつ必要なことであり、自動的に各クラブの定款の一部になるというのは、百害あって一利はないと思われる。

## 地区審議会規則（案）

### 第1条（名称）

当地区に設置する地区決議会は、地区審議会と称する。

### 第2条（権限）

地区審議会は次の権限を有する。

- ① 規定審議会へ各クラブより提出される立法案を審議し、その承認及び提出件数の制限による選択をすること。
- ② ガバナーの諮問事項について答申すること。
- ③ その他ガバナーまたは地区大会決議により付託された事項について審議・議決すること。

### 第3条（構成）

地区審議会は、ガバナー、地区審議会役員、ガバナー補佐及び各クラブ会長をもって構成する。

### 第4条（役員）

当年度の次の役職者等をもって地区審議会の役員とする。

- ① ガバナー
- ② 規定審議会地区代表議員
- ③ 同補欠議員
- ④ 直前規定審議会地区代表議員
- ⑤ 地区幹事
- ⑥ ガバナーエレクト
- ⑦ 次期地区幹事

### 第5条（招集）

地区審議会は、ガバナーが、必要の都度、議題とともに日時及び場所を指定して招集する。

- 2 招集の通知は、開催日の21日前までに各クラブに到達しなければならない。

### 第6条（議長）

議長はガバナーが務め、副議長は議長が指名する。

### 第7条（議案の説明）

クラブ提出の立法案は、まず、提出したクラブ会長が趣旨を説明しなければならない。

- 2 役員は、議案について、求めに応じて説明しなければならない。

## 第8条（議決権）

議長は、第2条①乃至③の案件につき、第9条2項に基づいて決裁権を行使する場合を除いて議決権を有しない。又、議長以外の役員は、第2条①の案件については議決権を有せず、第2条②及び③の案件については各自1票の議決権を有する。

- 2 ガバナー補佐は議決権を有しない。
- 3 各クラブは、第2条①の案件については地区審議会開催直前の半期人頭分担金支払期日のクラブ会員数により次の区分に従い①に②及び③を加算した数の議決権を有し、同条②及び③の案件については同区分①の基礎票1票のみを有する。

① 基礎票として全てのクラブに	1票
② 会員数25人を超えるクラブはその余の25人毎に	1票
③ 端数が13人以上あるときは更に	1票
- 4 各クラブの議決権は、クラブ会長が代表して行使する。
- 5 クラブ会長は、出席できないときは、副会長又は幹事に議決権の代理行使を委任することができる。その際は、事前に委任状をガバナー事務所に提出しなければならない。

## 第9条（定足数、議決数及び決裁権）

第2条①の案件については、第8条第3項に定める取り扱いにより計算された全クラブの議決権数の過半数を有する構成員（委任状出席を含む）の出席がなければ、当該議案を審議し、議決することができない。又、第2条②及び③の案件については、第8条第3項に定める取り扱いにより計算された全クラブの議決権数に全役員が有する議決権数を加算した総議決権数の過半数を有する構成員（委任状出席を含む）の出席がなければ、当該議案を審議し、議決することができない。

- 2 議案は出席者の総議決権数の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第10条（議事録）

地区幹事は、次の要領を記載した資料を添付し、議事録を作成しなければならない。

- ① 開催の日時・場所
- ② 各クラブの議決権数および出欠
- ③ 議事の経過及び結果

- 2 議事録には、ガバナー及び地区幹事が記名・捺印する。

## 第11条（改正）

この規則は、地区大会または地区審議会の審議・議決を経て、ガバナーが改正する。

## 附 則

この規則中、第1条、第2条①、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条（但し、第1項中第2条②、③に関する部分及び第3項中第2条②、③に関する部分は除く）、第9条（但し、第1項第2文を除く）、第10条は、2013年度地区大会の議決を経て、2014年9月13日に制定して同日から施行し、その余の部分は、2014年11月8日開催の地区審議会における審議を経て制定し同日から施行する。